

## (3) 生活環境の整備

施策名 | 環境政策の推進

No. 27

地球温暖化に代表される地球規模の環境問題に対応が求められています。そのため、環境負荷の低減を図り、人と自然が共存できる環境にやさしいまちづくりを積極的に推進します。環境基本条例の理念に基づき、水・生物などの自然環境の保全と活用により、自然との共生を推進し、省資源・省エネルギーで廃棄物を可能な限り少なくする循環型社会の実現に向けた取組みを、市民・事業者・行政の三位一体で行います。

施策指標 CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出量を1,665トン削減します。

\* 太陽光発電システム導入促進事業による新規CO<sub>2</sub>削減量(5年間)

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①環境基本計画の推進	●				
②新田地域湧水地保全整備事業	●				
③太陽光発電システム導入促進事業	●				
④環境フェアの開催	○				●

担当課名 環境政策課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●太陽光発電システム導入促進事業

太陽エネルギーは、環境にやさしく再生可能な自然エネルギーであるため、21世紀の夢のエネルギーとして、大きな期待が寄せられている。地球温暖化の一因とされる温室効果ガスの中でも、6割強を占めるとされるCO<sub>2</sub>を削減するため、太陽光発電システムを設置した市民へ奨励金を支給するなど、太陽光エネルギーの利用を促進する。

●新規CO<sub>2</sub>削減量(5年間)

$$\begin{array}{ccccccc}
 4,000\text{Kwh}/\text{年} & \times & 150\text{軒}/\text{年} & \times & 5\text{年} & \times & 0.555 & = & 1,665,000\text{kg} & = & 1,665\text{t} \\
 \text{(1軒当たりの太陽光発電電量)} & & \text{(導入見込み軒数)} & & & & \text{(CO}_2\text{排出係数)} & & \text{(5年間のCO}_2\text{削減量)} & & 
 \end{array}$$

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	自然と人が共生できるまちづくり					
施策名	環境政策の推進					
内容	環境基本計画に基づく施策を推進することで、自然環境の保全を図ります。また、地球温暖化を防止するため、太陽光エネルギーの利用を促進し、CO2の削減を継続的にを行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①環境基本計画の推進 18年度に環境の保全・創造などを目的に策定した計画の施策に基づき、市全体で取り組む。	環境基本計画の進捗状況の管理・把握					
②新田地域湧水地保全整備事業 新田地域の湧水地について保全整備を図る。	調査					
③太陽光発電システム導入促進事業 太陽光発電システム導入に対し、奨励金を支給する。	奨励金支給					
④環境フェアの開催 環境保全に向けた啓発事業の一環として開催する。	毎年開催					

生活環境の整備

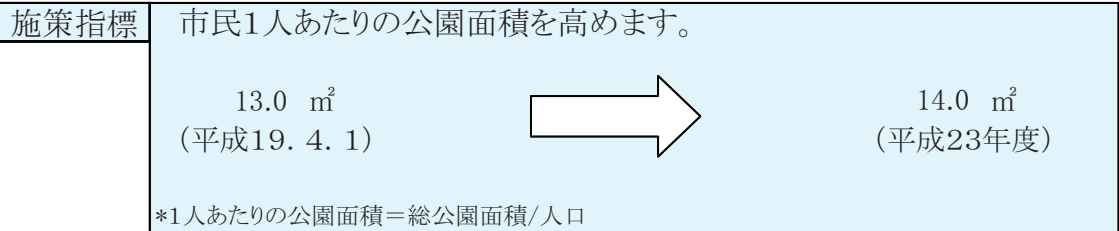
マニフェスト

・太陽光エネルギーの利用を促進し、CO2を1,665トン削減します。

施策名 | 公園・緑地の整備

No. 28

公園・緑地は、快適な住環境の創造やスポーツ・レクリエーションの場、また、災害時における避難の場として欠かすことのできないものです。利用者ニーズに対応した既設公園の再整備(リメイク)や歴史的、文化的資産を次世代に引き継ぐため、魅力ある公園・緑地の整備を積極的に推進します。  
また、公共施設などに花と緑のある土地利用を推進するとともに、市民の連帯感を育みながら花の名所づくりを推進し、地域の活性化を図ります。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①緑の基本計画策定事業	●				
②住区基幹公園整備事業(リメイク)	●			○	
③東本町2号公園整備事業	●			○	
④花いっぱい運動・街路緑化	●				

担当課名 花と緑の推進課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●1人あたりの公園面積の推移

区 分	18年度末 (現状値)	23年度末 (目標値)
人 口 (A)	214,000人	216,100人
総公園面積 (B)	281ha	320ha
1人あたりの公園面積 (B)×10000/(A)	13m <sup>2</sup>	14m <sup>2</sup>

\*人口は2005年国勢調査に基づく推計値

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	自然と人が共生できるまちづくり					
施策名	公園・緑地の整備					
内容	歩いていける公園の充実を図るため、利用者の要望や高齢社会の進展などにより、レクリエーション施設設置の要望を取り入れた公園整備(リメイクを含む)を行います。花いっぱい運動は、心に潤いを与える効果があることから、市民参加を得て実施します。街路緑化は、良好な景観形成や騒音を抑えたり、排気ガスを浄化する機能があるので、フラワーロード整備や枯木撤去、補植などを行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①緑の基本計画策定事業 旧1市3町の異なる計画を統一する。		アンケート	策定	推進		都市計画マスタープランとの整合性を図る。
②住区基幹公園整備事業 (リメイク) ・既設公園整備 ・緑化重点地区公園		上耕地公園	宝町東公園	宝町北公園	末広公園	
	木崎地区の公園					
③東本町2号公園整備事業 (仮称)ものづくり教育研究施設の建設で廃止となる本町公園の代替公園として新設する。	工事					
④花いっぱい運動・街路緑化 ・花苗植付け ・フラワーロード、街路樹補植	毎年春秋植付け					
	毎年補植					

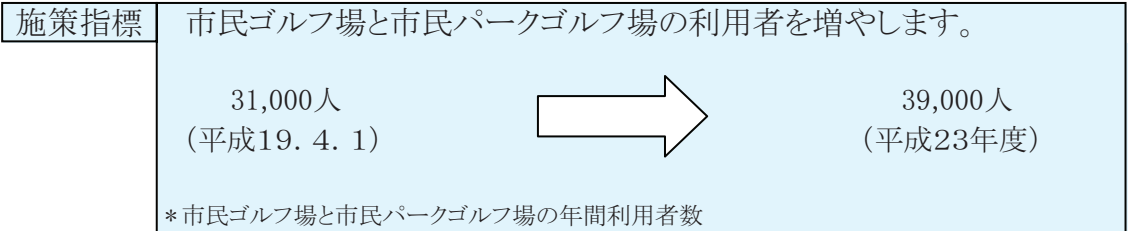
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度までに市民1人あたりの公園面積を14.0㎡まで高めます。(平成18年度 13.0㎡)</li> <li>公園整備(リメイクを含む)は、緊急性や必要性を考慮して行います。</li> <li>花いっぱい運動は、年2回の花苗植付け、フラワーロード整備や街路樹の補植を適宜行います。</li> </ul>

施策名 | 公園・緑地の整備

No. 29

市民ゴルフ場は、平成13年度に県企業局から経営移譲を受けましたが、ここ最近、利用者は減少傾向にあります。現在、この市民ゴルフ場を核として、太田市北部を流れる渡良瀬川の河川緑地を利用した多目的なスポーツレクリエーション施設への改造整備を進めています。ジュニアサッカーコートは、平成16年度に併設工事に着手し、平成17年度秋のジュニアサッカー大会でオープンする運びとなりました。今後においても、ジョギング・ウォーキングコースの整備を行い、公園・緑地の適切な維持管理に努めながら、水と緑あふれる憩いの場の提供を図ります。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①ジョギング・ウォーキングコース整備事業	●				

担当課名 渡良瀬緑地課  
計画地域 渡良瀬川河川緑地

施策指標式

●市民ゴルフ場、市民パークゴルフ場の市民利用者の推移 (単位:人)

施設名	年度等	利用者数	
		18年度	23年度
市民ゴルフ場		16,000	15,000
市民パークゴルフ場		15,000	24,000
計		31,000	39,000

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	自然と人が共生できるまちづくり					
施策名	公園・緑地の整備					
内容	市民ゴルフ場を多目的なスポーツレクリエーション施設として、計画的な改造整備を進め、水と緑あふれる憩いの場を提供します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①ジョギング・ウォーキング コース整備事業				設計 工事	利用開始	
・ジュニアサッカーコート	17年度から利用開始					
・市民ふれあい開放日	17年度から毎月第1・第3土・日曜日実施					
・ゴルフ場の8ホール化	18年度から実施					
・第2パークゴルフ場	19年度から利用開始					

生活環境の整備

マニフェスト
<p>・平成23年度までに市民ゴルフ場と市民パークゴルフ場の年間利用者を39,000人に増やします。 (平成18年度 31,000人)</p>

施策名 | 公園・緑地の整備

No. 30

緑豊かな自然と人が共生できるまちづくりをめざし、市民要望の高い安全で快適な施設を提供するため、公園施設、都市緑地施設、ちびっこ広場、街路樹、スポーツ施設などの維持管理業務を積極的に行います。  
また、行政管理公社との連携や業務の効率化を図り、市民要望などにも迅速に対応しながら、施策事業を推進します。

施策指標 | 公園やスポーツ施設などを定期的に整備します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①各施設のゴミ清掃回収、剪定、除草・殺虫剤散布、除草芝刈り、施設補修事業	●				

担当課名 | 事業管理課  
計画地域 | 各施設設置箇所

施策指標式

●維持管理対象施設の状況

対 象 施 設	整 備 箇 所
公園、都市緑化施設、ちびっこ広場、街路樹など	372ヶ所
スポーツ施設	13ヶ所



まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	自然と人が共生できるまちづくり					
施策名	公園・緑地の整備					
内容	公園施設、都市緑地施設、ちびっこ広場、街路樹、スポーツ施設などで、利用者が快適に過ごすことができるよう、市民満足度や環境に配慮しながら安全第一の維持管理を推進し、管理経費の縮減を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①各施設のゴミ清掃回収、剪定、除草・殺虫剤散布、除草芝刈り、施設補修事業	事業実施					時期に応じて事業実施

生活環境の整備

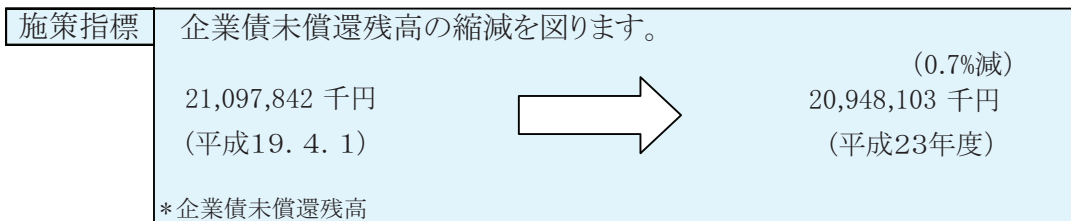
マニフェスト

・安全で快適な施設を提供するため、公園やスポーツ施設などを定期的に整備します。

施策名 | 上水道の整備

No. 31

水道局では経営基盤の強化を図るため、企業債未償還残高の縮減に努めます。縮減にあたり、毎年度の企業債借入額は、企業債元金償還額の範囲内にて借入を行います。企業債未償還残高とは、水道局などの地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(長期借入金)の償還が終了していない借入金の元金合計額を言いますが、借入金元金の合計額を縮減し、経営の効率化を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①企業債未償還元金の償還	●		○		

担当課名 水道総務課  
計画地域 給水区域

施策指標式

●企業債借入額の推移 (単位:千円)

区分	企業債借入額	元金償還額	年度末未償還元金	対18年度比
18年度	743,900	814,387	21,097,842	
19年度	850,000	894,587	21,053,255	0.2% 減
20年度	950,000	970,946	21,032,309	0.3% 減
21年度	1,000,000	1,042,441	20,989,868	0.5% 減
22年度	1,050,000	1,062,382	20,977,486	0.6% 減
23年度	1,050,000	1,079,383	20,948,103	0.7% 減

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	上水道の整備(経営基盤の強化)					
内容	水道局では経営基盤の強化を図るため、企業債未償還残高の縮減に努めます。毎年度の企業債借入額は、企業債元金償還額の範囲内にて借入を行い、経営の効率化を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①企業債未償還元金の償還	毎年 元金償還 21,053,255 千円	21,032,309 千円	20,989,868 千円	20,977,486 千円	20,948,103 千円	年度末未償還元金

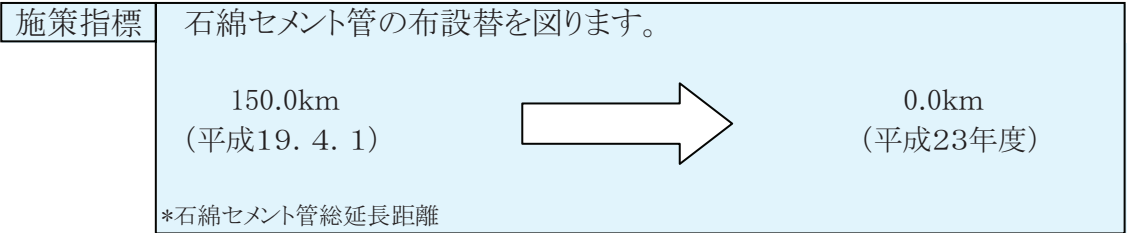
生活環境の整備

マニフェスト
<p>・平成23年度までに企業債未償還残高を20,948,103千円に縮減します。(平成18年度 21,097,842千円) ※149,739千円減、対18年度比0.7%減</p>

施策名 | 上水道の整備

No. 32

配水管網の整備や老朽施設の更新を進め、水資源の有効利用を図り、安全で安定した水の供給を行います。  
 現在、配水管の一部に使用されている石綿セメント管については、厚生労働省は世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおいても健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要がないとしています。しかしながら、強度が弱く、漏水を起こしやすいことや地震に弱いことから、布設替を推進し、安定した水道水の供給施策を進めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①水道施設整備改修事業	●				
②石綿セメント管布設替更新事業	●			○	

担当課名 工務課  
 計画地域 給水区域

施策指標式

- 水道施設の整備改修について  
 給水区域全体の施設整備改修計画を新たに作成し、計画的な整備を進める。

●石綿セメント管布設替の推移 (単位:km)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
石綿管総延長距離	150	120	90	60	30	0
布設替延長距離	20	30	30	30	30	30
更新率	0.0%	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	上水道の整備(施設・配水管の整備)					
内容	配水管網の整備や老朽施設の更新、石綿セメント管の布設替を推進し、安定した水道水の供給施策を進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①水道施設整備改修事業 配水管網の整備や老朽施設の更新を行う。	毎年設計施工					(ダクタイル鋳鉄管) 強度と耐食性に優れる。地震にも強く、施工も容易とされる。
②石綿セメント管布設替更新事業 石綿セメント管をダクタイル鋳鉄管に布設替を行う。	毎年設計施工					
※新市水道事業詳細実施計画に基づき実施						

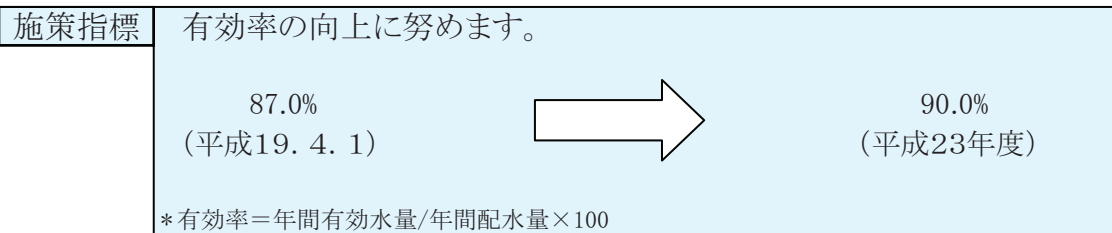
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度までに石綿セメント管の布設替を完了します。(平成18年度 150.0km)</li> </ul>

施策名 | 上水道の整備

No. 33

人が生活していくうえで、水は必要不可欠な資源です。近年、地球規模で水不足や水質悪化が深刻化しており、限りある水資源を大切に使うことが必要になっています。そこで貴重な水資源の有効活用を図るため、漏水により有効に使用されることのない無効水量の抑制に努めます。  
有効率と有収率の向上をめざし、貴重な水資源の有効活用を図り、水道事業の経営効率化に努めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①漏水防止対策事業(漏水調査)	●				

担当課名 給水課  
計画地域 給水区域

施策指標式

●有効率・有収率の推移

年 度	有効率	有収率
18年度	87.0%	86.0%
19年度	87.0%	86.0%
20年度	88.0%	87.0%
21年度	88.0%	87.0%
22年度	89.0%	87.0%
23年度	90.0%	88.0%

※有効率 有効水量(m<sup>3</sup>/年) ÷ 配水量(m<sup>3</sup>/年) × 100  
水道局が送り出す水量(配水量)に対し、有効に利用され使用目的がはっきりしている水量(有効水量)の割合。漏水などが多いと有効率は低くなる。

※有収率 有収水量(m<sup>3</sup>/年) ÷ 配水量(m<sup>3</sup>/年) × 100  
配水量に対し、収入のあった水量(有収水量)の割合。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	上水道の整備(給水の効率化)					
内容	貴重な水資源の有効活用を図るとともに、経営の効率化を推進するため、漏水防止の強化に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①漏水防止対策事業 (漏水調査) 毎年1/4地区を計画的に実施し、また老朽管や漏水の多い地区も取り込み、実施する。  ※新市水道事業詳細実施計画に基づき実施	漏水調査					

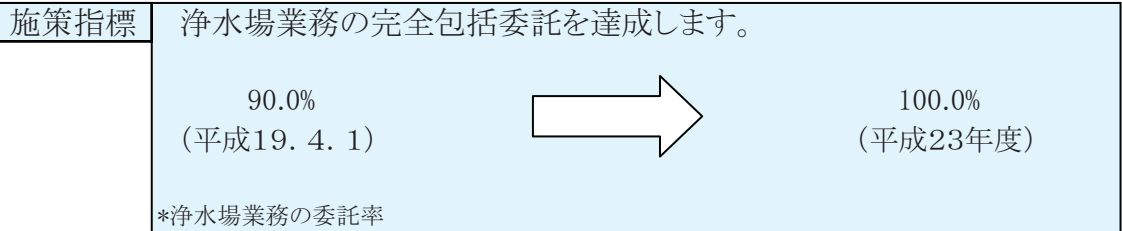
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な水資源の有効活用を図ります。</li> <li>・平成23年度までに有効率を90.0%まで高めます。(平成18年度 87.0%)</li> <li>・平成23年度までに有収率を88.0%まで高めます。(平成18年度 86.0%)</li> </ul>

施策名 | 上水道の整備

No. 34

近年、ミネラルウォーターの消費量の増大や家庭用浄水器の普及など、ライフスタイルの変化に伴い、水質に対するニーズがより高度化し、安全で良質な水への関心が高まっています。  
水道事業では水づくりにおいて、専門技術者による適切な浄水処理と水質管理を行い、安全で良質な水の供給に努めるとともに、維持管理の効率化、合理化を進めるため、浄水場の業務委託を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①浄水場業務における包括委託の推進	●				

担当課名 水づくり課  
計画地域 浄水施設

施策指標式

●業務委託の推移

年度	委託内容
14年度	平日の夜間、土、日、祭日24時間の運転維持管理委託を年間を通して行う。 14年度は人員の配置のみ。
15年度	電気設備、計装設備等の点検などを委託。
16年度	処理工程の水質検査、使用薬品の購入。
17年度	合併による範囲の拡大。(新田・藪塚受水場、南前小屋浄水場)
18年度 ～ 23年度	取水口、水源地から配水場までの導水・送水管の委託、水質検査の増加分、樹木管理、電気量・料金の管理などを追加委託。



まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	上水道の整備(浄水場の効率化・合理化)					
内容	専門技術者による適切な浄水処理と水質管理を行い、安全で良質な水の供給に努めるとともに、浄水場維持管理の効率化、合理化を進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①浄水場業務における包括委託の推進	業務委託実施					

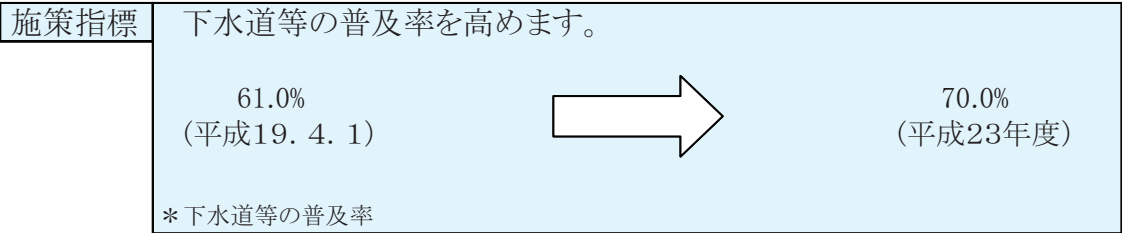
生活環境の整備

マニフェスト
<p>・浄水場の維持管理業務委託を推進し、委託率を100%まで高め、完全包括委託を達成します。 (平成18年度 90.0%)</p>

施策名 | 下水道等の整備

No. 35

下水道等は、居住環境の改善や公衆衛生の向上など、安全で快適な生活を確保するための基盤施設であるとともに、河川の水質環境の保全にも不可欠な施設です。市民満足度調査などでも重要であるとの指摘がされており、毎年普及率の向上に向けて、事業を推進しています。整備の手法も地域の特性などに応じて対応し、今後も費用対効果を考慮に入れながら、事業を展開していきます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①流域下水道建設負担金	●	○			
②公共下水道管渠整備事業	●	○	○		
③浄化槽市町村整備推進事業	●	○	○		
④前小屋地区農業集落排水事業	●	○	○		
⑤浄化センター汚泥処理施設統合事業	●		○		
⑥合流式下水道緊急改善事業	●		○		
⑦浄化槽設置整備事業	●	○	○		
⑧コミュニティ・プラント管路施設修繕事業	●				
⑨公共下水道機械設備改修事業	●		○		
⑩コミュニティ・プラント機械設備改修事業	●				

担当課名 下水道総務課、下水道整備課、下水道施設課  
 計画地域 市内全域

施策指標式

●下水道等普及率の推移 (単位:人)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
住基人口 (A)	209,700	210,200	210,700	211,200	211,700	211,900
整備内人口 (B)	127,920	134,480	138,089	141,656	145,037	148,392
普及率 (B/A)	61.0%	64.0%	65.5%	67.1%	68.5%	70.0%

まちづくりの基本理念	生活環境の整備
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり
施策名	下水道等の整備
内容	流域関連公共下水道事業、単独公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を地域の特性に応じて推進します。また、施設の効率的な運営に努めます。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①流域下水道建設負担金	県が実施する新田、西邑楽処理区の処理場、幹線管渠建設費の負担					
②公共下水道管渠整備事業	管渠整備					
③浄化槽市町村整備推進事業	只上、花香塚地区等に高度処理型合併浄化槽を設置					
④前小屋地区農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、用排水施設の機能維持など					
⑤浄化センター汚泥処理施設統合事業	第1浄化センターから第2浄化センターへ汚泥処理を変更					
⑥合流式下水道緊急改善事業	放流回数の削減と遮集能力の増強 実施設計 → 工事					
⑦浄化槽設置整備事業	浄化槽設置者の補助金交付					
⑧コミュニティ・プラント管路施設修繕事業	毎年設計・工事					
⑨公共下水道機械設備改修事業	実施設計 → 毎年設計・工事					
⑩コミュニティ・プラント機械設備改修事業	毎年設計・工事					

生活環境の整備

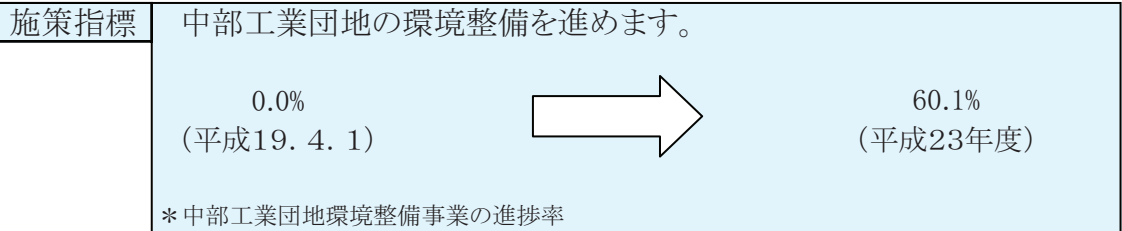
マニフェスト

・平成23年度までに下水道等の普及率を70.0%まで高めます。(平成18年度 61.0%)

施策名 | 生活環境の保全

No. 36

中部工業団地は、昭和46年に都市計画法における線引きと用途指定のみ行われた地域であり、公園緑地面積の過小、道水路や雨水対策の未整備など、開発者による独自開発のため、工業団地としての整備が遅れています。以前より、地域住民から団地内外の環境整備を望む声が大変強く、道路・排水計画を策定したうえで、公園や緑地、調整池を含めた整備を推進します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①中部工業団地環境整備事業					
・遊歩道・サイクリング道路整備	●	○	○		
・公園・緑地整備	●	○	○		
・調整地整備	●	○	○		

担当課名 地域総合課(新田総合支所)  
計画地域 中部工業団地

施策指標式

●整備目標値

工業団地名	全体面積 (㎡)	対全体面積比			
		車道	歩道	公園	調整池
太田沖野・上田島工業団地	351,629.06	5.7%	0.9%	3.2%	9.2%
新田東部工業団地	315,325.12	12.0%	1.8%	3.2%	5.1%
中部工業団地(目標値)	566,000.00	整備済	1.5%	3.0%	5.0%

\* 近年造成された市内の工業団地と同程度の環境を目標にする。

●整備スケジュール

年度	進捗率	遊歩道・サイクリング道路整備	公園・緑地整備
22年度	30.1%	実施計画策定・用地買収	
23年度	60.1%	用地買収・工事	

\* 進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	生活環境の保全					
内容	中部工業団地は、工業団地としての整備が遅れており、道路・排水計画を策定したうえで、公園や緑地、調整池を含めた整備を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①中部工業団地環境整備事業						
・遊歩道・サイクリング道路整備 実施計画策定				計画策定		
用地買収・工事の実施				用地買収・工事		24年度完了 予定
・公園・緑地整備 実施計画策定				計画策定		
用地買収・工事の実施				用地買収・工事		24年度完了 予定
・調整池整備 実施計画策定						24年度予定
用地買収・工事の実施						24・25・26年度 予定

生活環境の整備

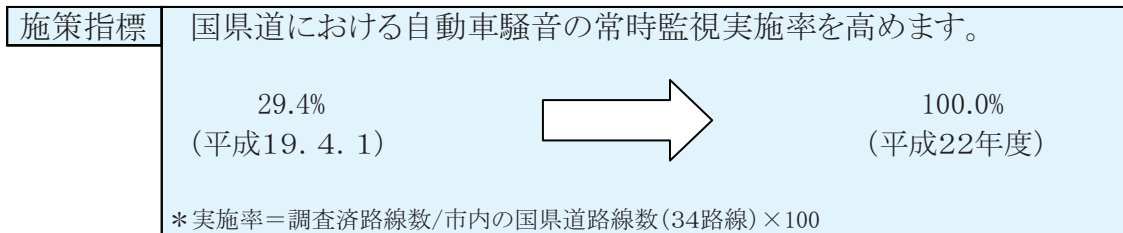
マニフェスト

・中部工業団地の環境整備を進め、平成26年度の完了をめざします。

施策名 生活環境の保全

No. 37

安全・安心な生活を送るため、また、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、国県道における自動車騒音の常時監視、渡良瀬川の降雨時などの水質検査、公共用水域の常時監視、特定事業場の水質立入検査、大気汚染の原因物質の一つであるダイオキシン類の測定を継続的に実施し、公害の未然防止に努めます。  
また、環境美化活動を地域から広めるための重点地区の指定、看板、のぼり旗などの設置を継続し、生活環境の保全に努めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①国県道における自動車騒音の常時監視	●				
②足尾銅山坑廃水の降雨時等における水質検査	○				●
③公共用水域の常時監視	●				
④特定事業場の水質立入検査	●				
⑤ダイオキシン類の測定	●				
⑥ポイ捨て防止推進事業	●				

担当課名 環境政策課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●主な公害対策事業

公害対策事業名	事業概要	調査等回数
国県道における自動車騒音の常時監視	市内の国県道について、道路交通騒音が環境基準に適合しているか把握するため調査を行う。毎年、市内4～6路線の騒音を1地点24時間測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価を行う。平成22年度までに国県道34路線全ての調査を行う。	年1回
足尾銅山坑廃水の降雨時等における水質検査	降雨の影響により、渡良瀬川の観測点で毎秒50トンの流量を確認したときに、鉱山施設及び公共用水域の水質検査を行う。	随時
公共用水域の常時監視	市内を流れる河川について、環境基準達成状況の調査を行う。	月1回
特定事業場の水質立入検査	特定事業場の排水基準遵守状況や特定施設管理状況の立入検査を行う。	随時
ダイオキシン類の測定	大気中のダイオキシン類の濃度について、市内4箇所測定する。	年2回

●国県道34路線における自動車騒音の常時監視の推移

年 度	18年度	22年度
調査済路線数 A	10	34
実 施 率 A/34×100	29.4%	100.0%

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	生活環境の保全					
内容	大気、水質、騒音及び振動を継続的に監視するとともに、環境美化の啓発を推進し、生活環境の保全に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①国県道における自動車騒音の常時監視	道路交通騒音が環境基準に適合しているか把握するため、調査を実施					
②足尾銅山坑廃水の降雨時等における水質検査	古河機械金属㈱の坑廃水及び渡良瀬川の水質検査を毎年実施					
③公共用水域の常時監視	市内の公共用水域14地点について、水質の常時監視を毎年実施					
④特定事業場の水質立入検査	市内事業所の排水基準適合状況を毎年実施					
⑤ダイオキシン類の測定	大気汚染物質の一つであるダイオキシン類について、毎年測定					
⑥ポイ捨て防止推進事業(重点地区の指定)	毎年16地区指定					
						指定期間2年間 看板、のぼり旗設置

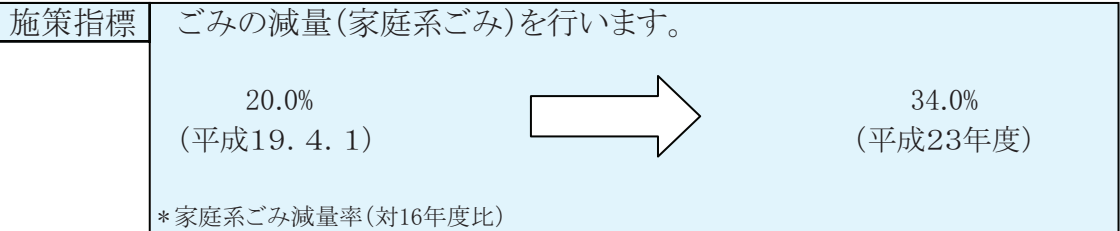
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度までに国県道における自動車騒音の常時監視実施率を100%まで高めます。(平成18年度 29.4%)</li> <li>事業所などに対して、規制基準、排水基準、環境基準の遵守を求めます。</li> <li>ポイ捨て防止推進事業の指定(16地区)を行い、環境美化の啓発に努めます。</li> </ul>

**施策名** | **ごみ・し尿の処理**

No. 38

合併に伴い、ごみ処理経費の一部負担制を導入し、「ごみの3割減量」を努力目標に掲げ、ごみの資源化と減量に努めています。これらの目標をより効果的に推進するために、市民全体へ「ごみの減量とリサイクル」の必要性を訴え、新たな施策の導入や市民からの協力体制を構築し、市民の認識を深め、省資源化と環境負荷の低減を図りながら、循環型社会システムの構築をめざします。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①ごみ減量化の推進	●				
②4R運動の推進	●				
③リサイクル啓蒙啓発活動の推進	●				
④対策組織体制の充実	●				
⑤分別の拡大(プラスチック類の更なる分別)	●				

**担当課名**    リサイクル推進課  
**計画地域**    市内全域

**施策指標式**

●家庭系ごみ減量率の推移

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
減量率	20.0%	30.0%	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%

\*平成16年度の家庭系ごみの総搬入量を基準として3年間で3割減量し、その後は毎年1%の減量をめざす。

●4R運動の推進

- Refuse    リフューズ(断る): 必要のないものは買わない。ごみの発生源を絶つ。
- Reduce    リデュース(減らす): ごみになるものは極力少なくする。
- Reuse    リユース(再利用): 使い捨てのものは買わない。 繰り返し使う。
- Recycle    リサイクル(資源化): 再生資源に戻す。



まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	ごみ・し尿の処理					
内容	努力目標である「ごみの3割減量」をより効果的に推進するために、市民全体へ「ごみの減量とリサイクル」の必要性を訴え、新たな施策の導入や市民からの協力体制を構築し、省資源化と環境負荷の低減を図りながら、循環型社会の構築をめざします。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①ごみ減量化の推進 平成19年度までに3割減量し、以降は毎年1%ずつ漸減を図る。	3割減量達成	1%漸減	1%漸減	1%漸減	1%漸減	
②4R運動の推進 4Rについての周知・広報を推進する。	周知・広報の充実と継続的な取り組み					
③リサイクル啓蒙啓発活動の推進 広報紙や市ホームページ、チラシなどによる啓蒙啓発を行う。	継続的な啓発活動					
④対策組織体制の充実 ごみ対策推進本部（平成17年度設置）、その他市民会議などを必要に応じて有効に機能させる。	継続的な活動の実施					
⑤分別の拡大（プラスチック類の更なる分別） プラスチック類の分別を更に促進し、資源化することにより、可燃ごみの減量を推進する。	継続的な分別活動の実施					

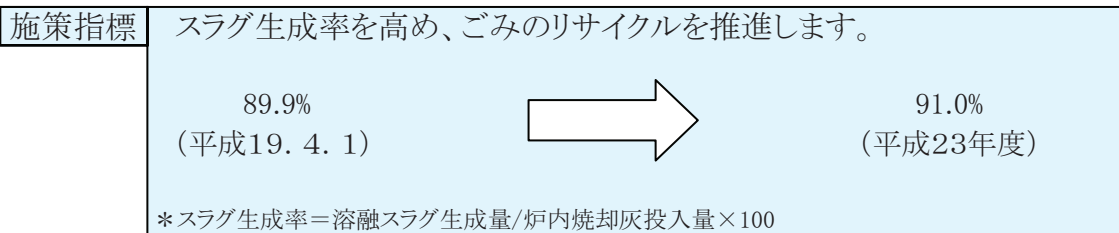
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに家庭系ごみの搬入量を3割減量（対16年度比）し、以降毎年1%ずつの減量をめざします。</li> <li>4R運動・リサイクル啓蒙啓発活動・対策組織活動の継続的な推進を図り、より安心・安全な生活環境の提供と循環型社会の構築をめざします。</li> <li>市民満足度アンケート調査及び市民意識調査の結果、重要度の高い施策であることを認識し、市民満足度の向上に努めます。</li> </ul>

施策名 | ごみ・し尿の処理

No. 39

環境への負荷を低減させるため、清掃センターでごみを焼却した際に出る焼却灰を溶融炉に投入し、溶融、スラグ化した後、砂の代用品などに再資源化するリサイクル事業を推進します。  
 また、核家族化、少子高齢化が進む中、ペットを飼う家庭は増加し、今後もペット需要は増加が見込まれることから、愛がん動物火葬施設を増設し、ペットの火葬需用に対応いたします。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①灰溶融炉推進事業	●				
②焼却施設長期包括的業務委託	●				
③愛がん動物火葬施設増設工事	●				

担当課名 清掃施設管理課  
 計画地域 市内全域

施策指標式

●溶融スラグ生成量の推移

(単位:トン)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
炉内焼却灰投入量 (A)	2,562	2,306	2,075	2,054	2,033	2,013	1,993
溶融スラグ生成量 (B)	2,296	2,073	1,872	1,857	1,842	1,828	1,814
溶融スラグ生成率 (B/A×100)	89.6%	89.9%	90.2%	90.4%	90.6%	90.8%	91.0%

\*ごみの減量化により焼却灰は減量となるが、スラグ生成率を上げることで一定量を確保する。

※溶融スラグ …1200度以上の高温条件において焼却灰が加熱・溶融され、冷却固化した溶融固化物。灰溶融施設で生産されたスラグを砂の代用品などに製品化し、品質の保持や安全性を考え、定期的に含有・溶出品質検査を行い、市の単独公共事業の中で土木資材として利用。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	ごみ・し尿の処理					
内容	灰溶融炉推進事業は、焼却灰を溶融、スラグ化し、再資源化するものであり、この事業を実施することにより、環境対策が重要視される中、環境負荷の低減が促進されます。また、愛がん動物火葬施設増設工事により、ペットの火葬需用に対応し、市民環境の向上を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①灰溶融炉推進事業 灰溶融施設で生産されたスラグを砂の代用品などに製品化し、市の単独公共事業の中で土木資材として利用する。	90.2%	90.4%	90.6%	90.8%	91.0%	23年度の溶融スラグ生成率を91.0%に設定
②焼却施設長期包括的業務委託 清掃センターの第3号、第4号焼却炉、計量、プラントホームの管理運営の民間委託を検討する。	調査	コンサル業務委託				
③愛がん動物火葬施設増設工事 ペットの火葬施設を増設する。		工事				

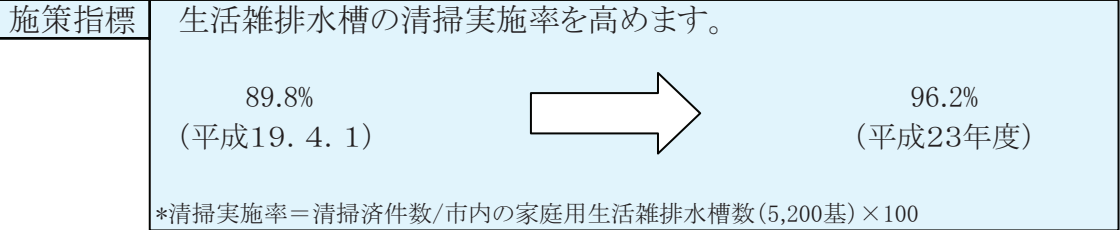
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・灰溶融施設で生産されたスラグを砂の代用品などに製品化し、市の単独公共事業の中で土木資材として利用します。</li> <li>・平成23年度までにスラグ生成率を91.0%まで高めます。(平成18年度 89.9%)</li> <li>・ペットの火葬施設の充実を図ります。</li> </ul>

施策名 | ごみ・し尿の処理

No. 40

生活排水は、「し尿」と台所・風呂・洗濯から出る「雑排水」などに分けられます。現在、生活排水は公共下水道と合併浄化槽による排水が一般的ですが、生活雑排水槽により、「雑排水」を側溝や水路に排水している家庭なども残されています。そこで、河川の水質環境を改善するため、生活雑排水槽の清掃を行い、清掃実施後に出た汚泥の収集、運搬の事業拡大を推進し、生活環境の保全を図ります。また、し尿処理施設の老朽化に対応するため、施設の基幹整備を検討します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①生活雑排水槽清掃事業	●				
②し尿処理施設等基幹整備事業	●				

担当課名 衛生事業課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●生活雑排水槽

生活排水は、「し尿」と台所・風呂・洗濯などから出た「雑排水」に分けられる。現在、生活排水は公共下水道と合併浄化槽による排水が一般的だが、生活雑排水槽により、「雑排水」を側溝や水路に放流している家庭なども残されている。

平成14年4月の単独浄化槽の設置規制により雑排水槽は設置されていないが、単独浄化槽(し尿)の付帯設備として、現在も旧太田市に約3,300基ある。合併に伴い、太田市全体の家庭用生活雑排水槽を5,200基と想定し、事業の普及、拡大を図る。

●生活雑排水槽の清掃実施推移

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
汚泥収集量	1,543KL	1,584KL	1,600KL	1,617KL	1,633KL	1,650KL
清掃済件数	4,668基	4,800基	4,850基	4,900基	4,950基	5,000基
清掃実施率	89.8%	92.3%	93.3%	94.2%	95.2%	96.2%

\*太田市全体の生活雑排水槽を5,200基と想定。(家庭用のみとし事業用は除く)

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	ごみ・し尿の処理					
内容	河川の汚濁防止の観点から、各家庭に設置されている生活雑排水槽の清掃を行い、清掃実施後に出た汚泥を収集、運搬し、河川環境を保全します。また、し尿処理施設の老朽化に対応するため、施設の基幹整備を検討します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①生活雑排水槽清掃事業 ・各家庭の生活雑排水槽の把握 ・清掃実施、汚濁の収集・運搬						許可業者の協力による生活雑排水槽の確認
②し尿処理施設等基幹整備事業 第一、第二、新田クリーンセンターの各処理施設の効率化と経年劣化に伴う設備装置の老朽化対策として、施設の一元化と焼却施設を中心とした基幹整備を図る。			調査	基幹整備		

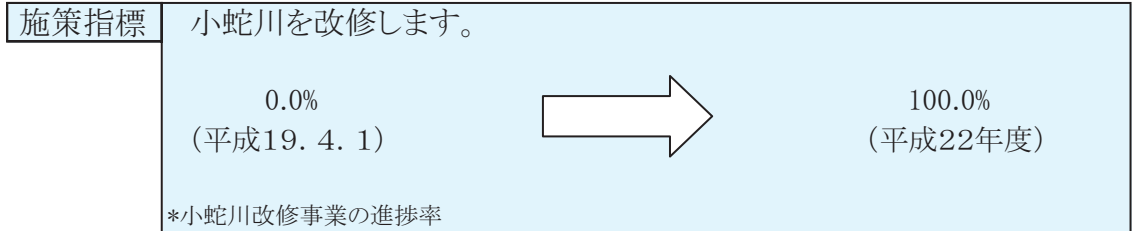
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度までに生活雑排水槽の清掃実施率を96.2%まで高めます。(平成18年度 89.8%)</li> <li>河川の汚濁防止の観点から、生活雑排水槽汚泥の清掃、収集、運搬事業を普及、拡大し、河川保全に努めます。</li> </ul>

施策名 | 河川の整備

No. 41

本市には、国土交通省管理の利根川、渡良瀬川のほか、県管理の石田川、早川、蛇川などの一級河川が12あります。また、長手川、小蛇川などの準用河川、鶴巻川などの幹線水路が14あります。  
 近年、都市化が進むにつれ、河川流域の開発が急速に進み、これまで流域が有していた保水、遊水機能が低下し、河川への雨水流入量が増大して、流域における水害の危険性が増していることから、整備が必要になっています。今後も関係機関と連携し、人に優しい水辺空間の復活と自然に配慮した整備を推進します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①幹線水路等整備事業	●				
②橋梁新設改良事業	●				
③小蛇川改修事業	●	○	○		
④鳥山地区幹線排水路整備事業	●				

担当課名 道路河川課  
 計画地域 市内全域

施策指標式

●小蛇川の改修スケジュール

年度	進捗率	備考
19年度	1.9%	設計
20年度	32.7%	工事(総延長400m)
21年度	63.5%	
22年度	100.0%	

\*進捗率は事業費ベースで算出した。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	河川の整備					
内容	一級河川の整備にあたり、安全性や親水性が確保されるよう関係機関に強く要望してまいります。市が管理する準用河川、普通河川の計画的な整備を進め、安全性や親水性を確保します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①幹線水路等整備事業 市管理の河川や幹線水路などを整備し、排水機能の充実と強化を図る。	毎年 測量・工事					
②橋梁新設改良事業 市管理の橋梁新設改良を行う。				現地調査	設計・工事	
③小蛇川改修事業 八瀬川から分流し、蛇川に注ぐバイパス的な役割を果たす川について、安全に流下させる整備を行う。	設計	工事				
④鳥山地区幹線排水路整備事業 鳥山土地地区画整理事業廃止に伴い、区域内の排水路などの整備を行う。	用地測量設計	測量・工事				

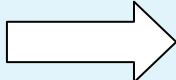
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川の整備にあたり、安全性や親水性が確保できるよう関係機関に要望します。</li> <li>平成22年度までに準用河川である小蛇川の改修を完了します。</li> </ul>

施策名 | 消費生活の安定

No. 42

消費生活を取り巻く環境は、家族形態やライフスタイルが変化したことにより、生活の利便性が向上した反面、消費者をめぐるトラブルは増加しています。合併に伴い、平成18年4月に消費者の利便性を図ることを目的に、新たに太田西消費生活センターを開設しましたが、安心・安全な消費生活の実現に向け、相談体制や啓発活動の充実を図ります。

施策指標	出前講座(各種啓発活動)の開催回数を増やします。	
	15回 (平成19. 4. 1)	18回 (平成23年度)
		
	* 出前講座の年間開催回数	

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①消費生活相談業務	●	○	○		
②各種啓発活動	●	○	○		

担当課名 生活そうだん課  
計画地域 市内全域

施策指標式

● 出前講座における年間開催回数の推移

区分	17年度	18年度	23年度
開催回数	13	15	18

● 消費生活センター設置状況

施設名	設置場所	職員数	備考
太田消費生活センター	イオンショッピングセンター内	4人	
太田西消費生活センター	新田総合支所内	4人	平成18年度開設



まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消費生活の安定					
内容	消費者からの相談や苦情を処理する体制を強化、拡充し、消費生活に関する様々な情報提供に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①消費生活相談業務 ・太田消費生活センター ・太田西消費生活センター	相談業務					
②各種啓発活動 ・消費生活展 消費に関する知識や情報を提供する。 ・消費生活講座 専門講師による講座を開設する。 ・講師派遣事業 消費に関する講座開講の際に職員を派遣する。 ・不用品登録事業 不用品の登録制度を設け、市民に紹介する。	毎年実施					

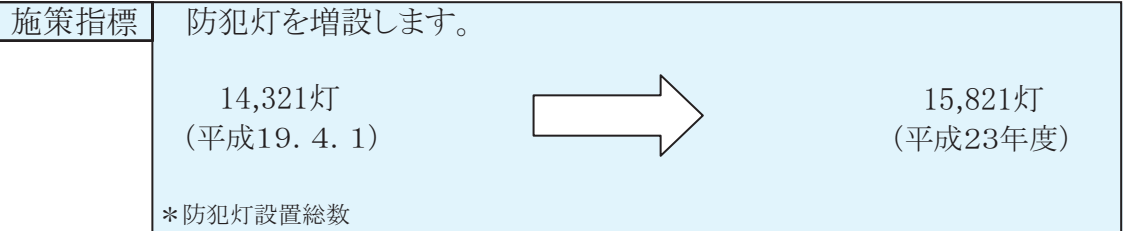
生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度までに 出前講座(各種啓発活動)の年間開催回数を18回に増やします。(平成18年度 15回)</li> <li>・安心・安全な消費生活の実現に向け、相談体制や啓発活動の充実を図ります。</li> </ul>

施策名 防犯体制の強化

No. 43

近年、全国的な刑法犯罪の発生率は増加傾向にあり、犯罪内容は年々巧妙化し、かつ凶悪化、広域化しています。本市においては、ここ最近では横ばい状態であるものの、都市化が進み、他県との県境に位置していることや主婦のパート勤めが多く、留守家庭が多いこともあり、極めて犯罪の発生しやすい都市環境にあります。  
 このような状況に対応するため、警察力の増強を要請するとともに、犯罪を未然に防止するため、防犯活動の推進、防犯設備の拡充を図り、市民の安全を確保します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①自主防犯組織の強化と活動の推進	○	○		●	
②少年非行防止活動の推進	○	○		●	
③環境浄化活動の推進	●	○		○	
④防犯灯の整備拡充	●			○	

担当課名 防災防犯課  
 計画地域 市内全域

施策指標式

●刑法犯罪の発生状況 (単位:件)

	昭和57年		昭和62年		平成4年		平成17年	
	発生総数	人口1千人あたりの発生件数	発生総数	人口1千人あたりの発生件数	発生総数	人口1千人あたりの発生件数	発生総数	人口1千人あたりの発生件数
全 国	1,528,779	12.9	1,577,954	12.9	1,742,366	14.0	2,269,293	17.8
太田市	1,588	12.4	2,563	18.8	2,635	18.4	4,876	22.8

\*昭和57年、62年、平成4年は旧太田市、平成17年は新太田市の数値。

●防犯灯設置数の推移 (単位:灯)

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
13,660	14,021	14,321	14,621	14,921	15,221	15,521	15,821

\* (1) 設置数は各年度末の総数を示す。  
 (2) 毎年度300灯の増設を行う。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	防犯体制の強化					
内容	市民生活の安全を確保するため、警察力の増強を要請するとともに、犯罪を未然に防止するため、防犯活動を推進し、防犯設備の拡充を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①自主防犯組織の強化と活動の推進 ・防犯協会など各種団体の協力体制の強化 ・防犯パトロール(青色回転灯パトロール車) ・わんわんパトロール、防犯診断など	毎年推進					
②少年非行防止活動の推進 ・警察と自主防犯組織の協力体制の強化 ・防犯パトロール、街頭指導など	毎年推進					
③環境浄化活動の推進 地域安全パトロール活動による環境浄化など	毎年推進					
④防犯灯の整備拡充 夜間の犯罪防止、交通安全対策など	毎年300灯増設					

生活環境の整備

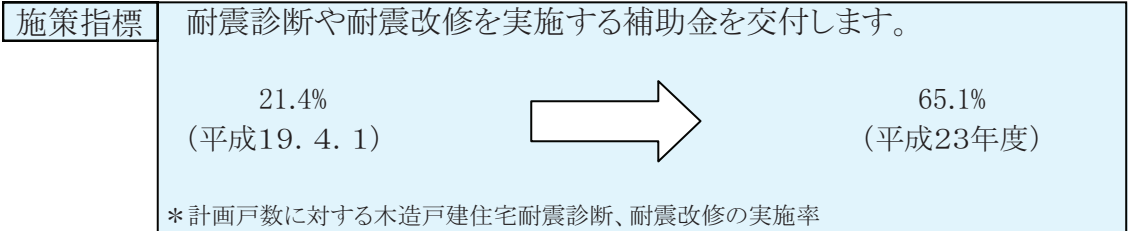
<b>マニフェスト</b>
<p>・平成23年度までに防犯灯を15,821灯に増やします。(平成18年度 14,321灯)</p>

施策名 建築物の安全対策の推進

No. 44

新潟県中越地震をはじめ、このところ大規模な地震が立て続けに発生し、多くの建築物が被害を受け、損壊などにより死傷者も発生しています。今後、東海地震や首都直下型地震などが発生した場合、本市においても建築物の被害が想定されます。

そこで、地震発生時における木造住宅の倒壊などによる災害を防止するため、耐震診断や耐震改修を実施する木造戸建住宅所有者に補助金を交付し、安全な建築物の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①木造住宅耐震診断補助事業	●	○	○		
②木造住宅耐震改修補助事業	●	○	○		

担当課名 建築指導課  
計画施設 市内全域

施策指標式

●木造戸建住宅耐震診断、耐震改修のスケジュール (単位: 戸)

区分	計画戸数 (H18~H27)	年度別実施戸数							計
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24~ H27	
耐震診断 (一般診断)	570	120	50	50	50	50	50	200	570
耐震診断 (精密診断)	179	44	15	15	15	15	15	60	179
耐震改修	110	20	10	10	10	10	10	40	110
計	859	184	75	75	75	75	75	300	859
実施率(%)		21.4%	30.2%	38.9%	47.6%	56.3%	65.1%	100.0%	

\* 計画年度は平成18年度から平成27年度までの10年間とする。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	建築物の安全対策の推進					
内容	木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修を実施する者に補助金を交付することにより、木造住宅の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①木造住宅耐震診断補助事業 ・耐震診断(一般診断)補助  ・耐震診断(精密診断)補助	毎年50戸実施 (5年間で250戸)					計画年度 (18年度～27年度)  一般診断 570戸  精密診断 179戸
	毎年15戸実施 (5年間で75戸)					
②木造住宅耐震改修補助事業 ・耐震改修補助	毎年10戸実施 (5年間で50戸)					耐震改修 110戸

生活環境の整備

マニフェスト
<p>・平成19年度から平成23年度までの5年間に於ける木造住宅耐震診断補助事業や耐震改修補助事業の目標戸数を、耐震診断(一般診断)補助250戸、耐震診断(精密診断)補助を75戸、耐震改修補助を50戸とします。</p>

施策名 消防に関すること

No. 45

本市の消防は、合併に伴い藪塚地域に新たに消防署を設置するとともに、大泉町の消防事務を受託し、「太田市消防本部」として再編されました。今後は、複雑多様化する災害に的確に対応するため、分散された署所の適正配置を行い、第一線の実働機関としての機能を確保します。また、車両や装備などの整備を進めるとともに、最新の情報通信技術に基づいたシステムの構築を進め、安全・安心確保のための行政サービスを推進します。

施策指標	住宅火災の死者ゼロをめざします。 7人 (平成19. 4. 1) *住宅火災の死者数	→	0人 (平成23年度)
	救命講習の受講者を増やします。 18,335人 (平成19. 4. 1) *救命講習延べ受講者数	→	27,550人 (平成23年度)

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①消防庁舎等建設事業	●				
②車庫詰所整備事業	●				
③消防ポンプ自動車整備事業	●				
④消防団活動の充実強化	●				
⑤住宅火災予防広報の実施	●				○
⑥住宅防火診断の実施	●				○
⑦住宅火災警報器の設置促進	●				
⑧消防水利整備事業	●	○	○		
⑨消防車両・救急車両等整備事業	●	○	○		
⑩消防装備等整備・改修事業	●	○	○		
⑪消防訓練施設整備・改修事業	●	○	○		
⑫応急手当普及啓発推進事業	●				
⑬高機能消防指令センター整備事業	●				
⑭消防・救急デジタル無線機整備事業	●				
⑮消防OAシステム整備事業	●				

担当課名 消防本部総務課、消防団課、予防課、消防課、通信指令課、各消防署  
計画地域 市内全域

施策指標式

●住宅火災の死者数

住宅防火対策の推進により、5年間で死者ゼロをめざします。

●救命講習の延べ受講者数

(単位：人)

区分	17年度	23年度	講習時間	講習内容
普通救命講習Ⅰ	16,929	24,700	3時間	心肺蘇生法や止血法、自動体外式除細動器(AED)の使用法の講習
普通救命講習Ⅱ	143	950	4時間	普通救命講習Ⅰの内容に知識と技術の確認を加えた講習
上級救命講習	1,263	1,900	8時間	普通救命講習Ⅰの内容に傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を加えた講習
計	18,335	27,550	-	-

\*17年度の実績値を平成19年4月1日の基準値とする。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること（消防体制の充実整備）					
内容	行政サービスの平均化を図るため、合併後の署所の適正配置や人員配置などの組織体制の再編を進めて、市民の安全・安心の確保を図ります。					
実施事業	実施工程					備考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①消防庁舎等建設事業 ・太田消防署九合分署庁舎新築事業  ・藪塚消防署庁舎新築事業  ・太田消防署毛里田分署・葦川出張所統合署所新築事業  ・太田消防署沢野分署・宝泉出張所統合署所新築事業	建設・開署					18年度設計
	建設	建設・開署				18年度設計
		設計・建設	建設・開署			
			設計・建設	建設・開署		

生活環境の整備

マニフェスト
・署所の適正配置を行い、消防体制の充実整備を図ります。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること(地域防災体制の確立)					
内容	地域社会における消防防災の要として、平常時の火災予防広報などの防火啓発や応急手当普及指導をはじめとする地域に密着した幅広い活動を通して、地域住民の消防団に対する理解と認識を深めます。また、消防団活動に対する積極的協力を求め、組織の充実を図り、総合的な地域防災体制の確立をめざします。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
②車庫詰所整備事業 消防団の活動拠点となる車庫詰所などの整備を行い、消防団員の活性化、消防力の強化を図る。	8-3 西野谷新築	8-1 藤久良新築	6-1 石橋新築	4-1 安良岡新築	3-2 牛沢新築	
③消防ポンプ自動車整備事業 火災時に使用する消防ポンプ自動車の充実を図る。	消防ポンプ自動車の購入					
	1台	1台	1台	2台	2台	
④消防団活動の充実強化 ・常備消防、自主防災組織との連携強化 ・消防団員数の確保 ・消防団員の教育訓練の実施、処遇改善など組織、運営のあり方の検討	常備消防、自主防災組織との連携強化など					

マニフェスト
・消防団の活性化、充実強化を図ります。



まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること（火災予防対策の推進）					
内容	火災の中で大半を占める建物火災のうち、専用住宅などからの火災が半数以上を占めており、住宅火災の低減や抑制を図るため、住宅防火対策を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑤住宅火災予防広報の実施 広報紙や車両による火災予防広報を実施する。	火災予防広報の実施など				→	
⑥住宅防火診断の実施 火災予防指導、パンフレットの配布などを行う。	火災予防指導など				→	
⑦住宅用火災警報器の設置促進 平成18年6月から新築住宅に設置義務化、平成20年6月から既存住宅に適用となるため、積極的に指導や周知を図る。	警報器設置に伴う指導、周知など				→	

生活環境の整備

マニフェスト
・住宅防火対策を推進します。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること(施設・装備などの整備)					
内容	消防活動が有効に行われるために、防火貯水槽や消火栓の整備を行います。各種災害に対応できるように、消防車両・救急車両や隊員の装備などの整備を図るとともに、老朽化に伴う訓練施設の整備も図ります。また、家族や友人が倒れ、119番通報で救急車を要請する事態になった時、そばに居合わせた人が応急手当を施せるよう、指導員・普及員の養成を推進し、救命講習会などを通じて、応急手当の普及啓発を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑧消防水利整備事業 防火貯水槽や消火栓の新設・改修を行い、消防力の向上を図る。	防火貯水槽の新設、消火栓の新設・改修 貯水槽:2基 消火栓:30基					貯水槽:2基 消火栓:30基
⑨消防車両・救急車両等整備事業 消防車両、救急車両などの老朽化に対し、車両、装備品などを更新する。	消防車両、救急車両、装備品などの更新 水槽車:1台 救急車:1台					ポンプ車:1台 広報車:1台 指揮車:1台 現調車:1台 資材 搬送車:1台 救急用自動二輪車:4台
⑩消防装備等整備・改修事業 隊員の安全、確実な災害活動を支援するため、装備などを整備する。	防火衣、防毒衣、防護衣、救助資機材、消防ホースの更新など 防火衣:50着 ホース:60本					防火衣:50着 防毒衣:2着 防護衣:5着 ホース:60本
⑪消防訓練施設整備・改修事業 各種災害を想定した訓練施設の老朽化が進行しているため、施設を整備・改修する。	訓練施設等の整備・改修など 新田署訓練塔					太田署訓練塔 尾島署煙道 沢野分署訓練施設
⑫応急手当普及啓発推進事業 講習などを通じて、多くの人に応急手当の方法を身につけてもらい、救命率の向上を図る。	講習の開催、指導員・普及員の養成など					太田署煙道 尾島署訓練塔 新田署煙道

マニフェスト

- ・消防の施設・装備などの充実を図ります。
- ・応急手当指導員・普及員を養成し、救命講習会を定期的で開催します。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること（消防通信などの整備）					
内容	各種人的災害や自然災害に対応するため、最新の情報通信技術を用いた高機能消防指令センター、消防・救急デジタル無線機、消防OAシステムの整備を行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑬高機能消防指令センター整備事業 119番受付と同時に通報者の住所情報と災害地点が自動表示される発信地表示システムを導入。GPSを利用した管理装置を導入し、直近の車両へ指令し、消防隊の現場到着までの時間短縮などに努める。		情報収集	検討	構築・導入		
⑭消防・救急デジタル無線機整備事業 アナログ無線の使用期限が迫っているため、消防・救急デジタル無線機を整備し、市民の安全確保を図る。		情報収集	検討	構築・導入		
⑮消防OAシステム整備事業 国や県へのデータベースに接続し、リアルタイムで報告書などを作成する。また、電子申請に対応し、利便性を高め、災害時には消防隊への支援を行う。	構築・導入					

生活環境の整備

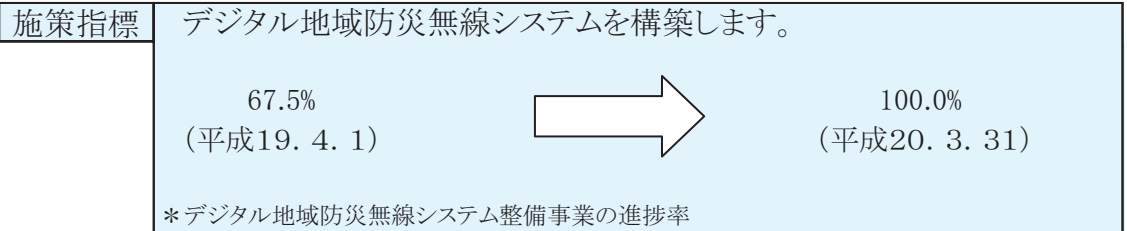
マニフェスト

・高機能消防指令センターなどの整備を推進します。

施策名 防災対策の推進

No. 46

防災対策は、市民が安心・安全に暮らせるよう、減災社会を実現し、災害に強いまちづくりを進めます。学校や職場、地域における自助、共助、公助などの防災知識の普及に務めるため、実践的防災教育と防災訓練及び地域防災計画の策定、災害情報の収集・連絡、広域的応援協力体制の充実、非常用物資・飲料水の確保などの防災体制の強化を推進します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①デジタル地域防災無線システム整備事業	●				
②県防災行政無線の市町村への整備	○	●			
③避難訓練	●	○			○
④自主防災組織の育成	○				●

担当課名 防災防犯課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●デジタル地域防災無線システム

- ・現在、旧1市3町それぞれの防災行政無線設備(アナログ方式)を新太田市が継承し、4つの周波数で稼働しているが、4地域別々となっているため統一的に稼働することができない。周波数については、1市1波が原則である。
- ・1市1波に移行する際、アナログ方式からデジタル方式に統合した地域防災無線システムを導入する。
- ・現在のアナログ方式を廃止し、本庁、各総合支所、各行政センターに共通のシステムを導入し、新市における新しい情報基盤を整備し、住民への情報伝達機能を最大限に発揮する。  
また、防災行政用無線設備と消防用無線設備の共有化を図る。

●設置計画

(単位:設置数)

	統制局	基地局	陸上移動局		
			半固定	車載型	携帯型
太田市	1	1	26	28	44
消防本部	(本庁)	1		1	1
計	1	2	26	29	45

\* 太田市における主な設置場所：防災関係部門(防災防犯課・地域整備課など)、水道局、各行政センター、総合支所

まちづくりの基本理念	生活環境の整備
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策名	防災対策の推進
内容	防災行政無線は、地震、台風など大規模災害により、電話回線の不通などによる不測の事態が発生した場合、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため整備するもので、災害時における通信の中心的な役割を担うものです。総務省から市町村などの端末局に使用している無線周波数を、平成19年11月末までに変更するよう求められています。

実施事業	実施工程					備考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①デジタル地域防災無線システム整備事業 全地区の連絡や情報収集のため、デジタル無線方式で整備する。	機器等の設置工事					
②県防災行政無線の市町村への整備 無線回線を有線化し、非常時の情報通信ルートを衛星系と地上系の2ルートで構築する。	機器等の設置工事					
③避難訓練	毎年実施					
④自主防災組織の育成	育成推進					

生活環境の整備

マニフェスト

・平成19年度までにデジタル地域防災無線システムを構築します。(平成18年度 67.5%)

施策名 | 交通安全対策の推進

No. 47

本市は、自動車保有台数や運転免許所持者が多く、日常の交通手段は車中心となっています。交通事故の発生状況を見ると、発生件数はここ数年増加傾向にあります。発生原因は、一時不停止、前方不注視、安全不確認など、いずれもわずかな注意と心がけにより未然に防止できるものが多いため、交通事故減少には、一人ひとりの意識によるところが大きいといえます。すべての市民を対象にした交通安全教育を徹底し、交通安全運動の充実を図り、交通安全意識の高揚に努めます。

施策指標 交通事故発生件数を前年より減らします。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①交通安全教育の実施	●				○
②交通安全運動の実施	●				○

担当課名 交通政策課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●太田警察署管内の交通事故発生状況

区分	平成元年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事故件数	1,671件	2,214件	2,656件	3,162件	3,025件
死者数	31人	26人	21人	16人	16人
負傷者数	1,894人	3,005人	3,554人	4,148人	3,911人

●交通安全思想の普及

交通安全運動 年 4回  
交通安全教室 年160回

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	交通安全対策の推進					
内容	交通指導員をはじめ、交通関係機関・団体と協力し、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育などの啓発事業を実施し、交通事故防止並びに交通安全意識の向上を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①交通安全教育の実施 交通指導員をはじめ、交通関係機関・団体と協力し、交通安全教育を実施する。	毎年実施					
②交通安全運動の実施 全国交通安全運動(春・秋)、 県民交通安全運動(夏・冬)を実施する。	毎年実施					

生活環境の整備

マニフェスト
・交通事故発生件数を前年より減らします。

施策名 道路・生活排水路の維持整備

No. 48

近年の道路網の拡大による通過車両の増加などにより、道路交通環境は一段と厳しさを増しているため、道路交通の安全が確保できるよう必要な整備を推進します。  
 また、生活排水路は、良好な状態に保ち、降雨による冠水や排水阻害による臭気、害虫発生などを防止するため、パトロールや地域からの要望を受けて、道路側溝や水路の清掃、除草を行い、これによって発生した土砂などの運搬と処理を行います。

施策指標 道路環境を毎年250ヶ所整備します。

\* 道路環境の整備箇所数

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①交通安全対策事業 (防護柵・路面表示・街路灯・溝蓋等・安全施設の設置)	●				
②一般市道舗装事業	●				
③道路維持整備事業	●				
④鳥山地区整備事業	●				
⑤生活排水路維持整備事業	●				

担当課名 地域整備課

計画地域 市内全域

施策指標式

●道路環境の整備計画

区 分	整備箇所数	備 考
防 護 柵	85	ガードレール、フェンスなど
路面表示	55	外側線、センターラインなど
街 路 灯	5	道路専用街路灯
溝 蓋 等	45	道路側溝や水路の蓋など
安全施設	60	カーブミラーなど
計	250	

\* 毎年250ヶ所の整備を行う。



まちづくりの基本理念	生活環境の整備
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策名	道路・生活排水路の維持整備
内容	市民が安全で快適な生活を営めるよう、市道の防護柵、路面表示、街路灯、溝蓋等、安全施設の設置により、道路交通環境における安全対策を実施します。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①交通安全対策事業						
・防護柵の設置 ガードレール、フェンスなどの設置や補修を行う。	毎年施工					
・路面表示の設置 外側線、センターラインなどの設置や補修を行う。	毎年施工					
・街路灯の設置 防犯灯や商店街の街灯とは異なる道路専用街路灯の設置や補修を行う。	毎年施工					
・溝蓋等の設置 道路側溝、水路の蓋などの設置や補修を行う。	毎年施工					
・安全施設の設置 カーブミラーなどの設置を行う。	毎年施工					

生活環境の整備

マニフェスト

・防護柵、路面表示、街路灯、溝蓋等、安全施設を毎年250ヶ所設置し、道路環境の整備を推進します。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	道路・生活排水路の維持整備					
内容	日常生活の基盤である生活道路を維持管理し、快適で、安全かつ利便性のある道路の整備をめざします。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
②一般市道舗装事業 市道を対象に定期的に巡回し、損耗の著しいひび割れや凹凸の激しい道路の再舗装を行う。要望のあった砂利道の舗装も行う。	毎年実施					
③道路維持整備事業 舗装道、砂利道、側溝、橋梁の維持補修を行う。	毎年実施					
④鳥山地区整備事業 鳥山土地区画整理事業廃止にともない、区域内の道路拡幅計画により土地が提供された場合、その土地の維持補修を行う。	毎年実施					

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路の舗装を毎年500㎡以上実施します。</li> </ul>

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	道路・生活排水路の維持整備					
内容	排水路やU型側溝を維持整備することにより、排水機能を高め、降雨による冠水や悪臭、害虫の発生を防ぎ、生活環境悪化の防止を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑤生活排水路維持整備事業 ・側溝清掃 道路や水路の清掃を行う。  ・除草業務委託 道路や水路などの除草を行う。  ・汚泥運搬処理 道路側溝、水路の清掃により発生した土砂などの運搬を行う。	毎年実施					
	毎年実施					
	毎年実施					

生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望に迅速に対応するため、平成23年度までに、要望があった年度内に対応する実施率を95.0%まで高めます。(平成18年度 90.0%)</li> <li>*年度内実施率=年度内実施箇所数/年度内要望箇所数</li> </ul>

施策名 良好な居住環境の実現

No. 49

市内には幅員4m未満の狭あい道路が多数存在しており、通常の通行の支障となるばかりでなく、災害時や緊急時において、消防や救急車両の進入が困難になるなど、問題が生じています。そこで、建築確認申請の際に、狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)に接する敷地の所有者の理解・協力を得ながら、狭あい道路の計画的な整備を推進し、安全で快適な市街地の形成と良好な居住環境の実現に努めます。

施策指標	5年間で14kmの狭あい道路を整備します。
------	-----------------------

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①狭あい道路整備事業	●				

担当課名 建築指導課  
計画地域 市内全域

施策指標式

●狭あい道路

基準時(昭和25年11月23日)に既に建築物が立ち並んでいた道路で、一般の通行の用に供され、幅員が1.8m以上4m未満のもの。4m以上の道路でなければ建物は建築できないが、原則として道路の中心線から2m後退すれば、建築が可能になる救済措置が設けられている。狭あい道路整備事業は、この後退した部分を整備するもの。

●狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)申請状況(用途地域別)

年度 用途	16年度		17年度	
	申請件数	面積(m <sup>2</sup> )	申請件数	面積(m <sup>2</sup> )
第1種中高層	13	160.1	8	82.7
第2種中高層	25	447.6	19	178.8
第1種住居	31	458.2	37	292.9
第2種住居	1	12	0	0
準住居	0	0	0	0
近隣商業	0	0	1	7.2
商業	0	0	2	36.4
準工業	16	134.4	13	179.3
工業	1	6.5	0	0
指定なし	54	813.1	73	1,080
合計	141	2031.9	153	1857.3

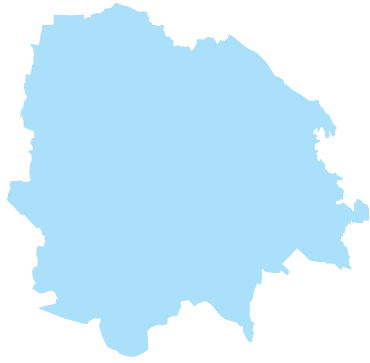
- ◎平成19年度 建築確認(建築物)予想  
申請件数・・・1,930件
- ◎確認申請全体に占める狭あい道路該当  
の申請割合・・・9.5%
  - 事業対象件数 → 185件
  - 平均後退面積 → 13.6m<sup>2</sup>
  - 平均後退距離 → 18.3m

年間整備距離  
= 平均後退距離 × 事業対象件数 × 整備割合  
= 18.3 × 185 × 70% ÷ 2km (19年度)  
= 18.3 × 185 × 100% ÷ 3km (20~23年度)

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	良好な居住環境の実現					
内容	幅員4m未満の狭あい道路の拡幅について、土地所有者の理解や協力を得ることにより計画的な整備に努め、安全で快適な市街地の形成と良好な居住環境の実現に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①狭あい道路整備事業 (2項道路)  (事業フロー) 測量・分筆 → 登記 → 用地整備	2km	3km	3km	3km	3km	

生活環境の整備

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から平成23年度までの5年間に、14kmの狭あい道路を整備します。</li> </ul>



# Ota Rebirth General Plan